

休職者の方へ

大阪市職員共済組合
〔 担当：保健医療係 〕
〔 電話：06 - 6208 - 7597 〕

休職者に対する特定健康診査について（お知らせ）

当共済組合では、組合員の健康の保持増進のため特定健康診査（以下「特定健診」という。）を実施しており、所属で実施される定期健康診断の受診をもって、特定健診を受診したものとみなしておりますが、定期健康診断を未受診の場合に、当共済組合から特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付することにより、特定健診を受診することができます。

つきましては、次のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

1 受診券交付対象者

令和3年度中に40歳から75歳となる組合員

※ただし、令和3年度の定期健康診断を受診した組合員や、出産後1年以内の組合員、6ヶ月以上継続して入院している組合員等の特定健診対象外の方（裏面「対象外の方」参照）は受診券の交付対象外となる場合があります。詳しくは当共済組合までお問い合わせください。

2 受診期間 令和3年12月31日（金）まで

3 受診券申込期間 令和3年11月30日（火）当共済組合到着分まで

4 健診項目（詳細は裏面「健診項目」参照）

診察等（問診・診察）、身体計測、血液検査、尿検査

5 受診費用 **無料**

6 受診券発行までの流れ

(1) 当共済組合に受診券交付等申請書を提出してください。（郵送または通送）

送付先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所内）
大阪市職員共済組合 保健医療係

(2) 当共済組合より所属を通じて受診券を送付します。

7 受診方法

受診券が届き次第、実施機関を検索し、実施機関へ直接電話で受診申込のうえ、受診してください。

8 その他

(1) 復職予定の方は、復職後に定期健康診断を受診してください。

(2) 当共済組合の資格喪失後に受診された場合、健診受診費用は全額自己負担となります。

(3) 特定健診の詳細については、当共済組合ホームページをご確認ください。

裏面にリンク先QRコードを記載しています。

・大阪市職員共済組合 HP「特定健康診査・特定保健指導」

<http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/tokutei/>

・大阪市職員共済組合 HP「特定健康診査・特定保健指導 実施機関一覧」

<http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/tokutei/kikanichiran/>

特定健診とは

メタボリックシンドロームに着目した、以下の項目の健診です。

健診項目

診察等	身体計測	血液検査	尿検査
<ul style="list-style-type: none">● 問診● 診察 	<ul style="list-style-type: none">● 身長● 体重● BMI● 腹囲● 血圧 	<ul style="list-style-type: none">● 脂質 (中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)● 血糖 (血糖、HbA1c)● 肝機能 (AST、ALT、γ-GT) 	<ul style="list-style-type: none">● 尿糖● 尿蛋白 

※その他、一定の条件の下、医師の判断等により貧血、心電図、眼底検査、血清クレアチニン検査が追加されることがあります。

対象者

当該年度中に40歳から75歳となる組合員(任意継続含む)及び被扶養者

対象外の方

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間で、以下の項目に該当する方は対象外となります。

- * 特定健診受診日までに75歳に達した方
- * 令和3年4月2日以降に資格取得または扶養認定された方
- * 令和3年4月1日～令和4年3月31日までに資格喪失または扶養取消等の異動があった方
- * 妊娠中または出産後1年以内の方
- * 刑事施設、労役場その他これらに準じる施設に拘禁されている方
- * 国内に住所を有しない方
- * 病院または診療所に6か月継続して入院している方
- * 高齢者の医療の確保の法律(昭和57年法律80号)第55条第1項2号から5号までに規定する施設に入所または入居している方(障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設等)

大阪市職員共済組合ホームページリンク先 QR コード

特定健康診査について



特定健診の
制度等につ
いてはこちら

実施機関一覧



特定健診の実施機関一覧は
こちら
大阪府・奈良県・兵庫県
約 7,000 か所
その他全国 約 2,200 か所
で受診できます。